



隠岐の島駐在からののお知らせ 春号



厚生労働省 島根労働局 松江労働基準監督署 隠岐の島駐在事務所

1 新たに労働者を雇入れた際にはお忘れなく！

新年度を迎え、新たに労働者を雇入れた際には、次の事項を遵守する必要があります。トラブルや労働災害等の防止のためにもお忘れなくお願いします。

(1) **労働条件の通知**・・・労働者を採用するときは、賃金、労働時間、その他労働条件を原則書面の交付により明示しなければなりません。

(注)令和6年4月から労働条件の明示事項等が変更されています！

(2) **雇入れ時の健康診断の実施**・・・常時使用する労働者を雇い入れる際には、雇入れ又は直後に法定項目について健康診断を実施しなければなりません。健康診断の結果、有所見者に対しては医師から意見を聴取し必要な措置を講じて下さい。

(3) **雇入れ時の安全衛生教育の実施**・・・雇入れ、または作業内容を変更したときは、当該労働者が従事する業務に関する安全または衛生のための必要な事項についての教育を実施しなければなりません。



詳細はこちらから



2 36協定の届出の際に、労働保険番号や法人番号の記載が必須となります！

詳細はこちらから

新たに、令和6年4月1日以降の期間を対象とする届出については、労働保険番号や法人番号の記載が**必須**となります。未記載の場合は、追記や電話等で確認をさせていただくことがあります。



3 年間安全衛生管理計画を作成しましょう！

労働者の安全と健康を確保するためには、労働安全衛生関係法令に定める事項を確実に実施するとともに、自主的な安全衛生活動を展開する必要があります。各事業場においては、経営トップが方針を決定し年間を通じた実効性のある安全衛生管理計画書を作成するとともに、労働者の協力の下「**P**(計画)**D**(実施)**C**(評価)**A**(改善)」を実践し、継続した安全衛生管理を行ってください。

4 令和6年4月1日施行の法令について

法令改正に伴い令和6年4月1日より、次の法令について施行されています。

- (1) 時間外労働の上限規制（医師、建設業、トラック・バス・タクシー運転手も適用）
- (2) 労働安全衛生法の新たな化学物質規制
(化学物質管理者の選任・保護具着用責任者の選任義務化、雇入れ時教育の拡充等)



令和6年労働災害発生状況（3月7日現在）

島根労働局全体			松江労働基準監督署					
			隠岐郡					
死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)	死亡	死傷	対前年増減(死傷)
0	101	▲209	0	29	▲133	0	2	▲20

島根県最低賃金

904円

詳しくはこちらから



過去のお知らせはこちらから

